

綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策  
失業者支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)の感染拡大に伴い、労働者が失業した場合に、その者の生活を支援するため、綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策失業者支援給付金(以下、「給付金」という。)を支給することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和43年綾町規則第5号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(給付金の交付)

第2条 町長は、次条に規定する交付対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を交付するものとする。

(交付対象者)

第3条 この要綱において、給付金を受けることができる者は、次に掲げる要件を備える者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 失業した日から申請日まで引き続き本町に住所を有する者であること。
- (2) 失業の日以前に3か月以上の間、同一の事業者には雇用されていた正規雇用者又は非正規雇用者(ただし学生を除く)であり、かつ新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月30日以降に失業(解雇等)した者であること。
- (3) 非正規雇用者のうち受給対象となる者は、雇用されていた期間の直近3か月の平均勤務日数が月10日以上であること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けていないこと。

(給付金の額等)

第4条 給付金の額は対象者の雇用が終了した直近3か月の賃金を平均した額(千円未満切捨)とし、その上限は100,000円とする。ただし、給付金の支給は対象者1人につき1回のみとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の申請を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 綾町新型コロナウイルス感染症緊急対策失業者支援給付金申請書(別記様式第1号)
- (2) 失業したことを証する書類(離職証明書、解雇通知書等、必要に応じて別記様式第2号を添付すること)
- (3) 通帳等の写し

(給付金の返還)

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により給付金の交付決定を受けた

ときは、給付金の交付決定を取り消し、又は既に交付した給付金を返還させることができる。

(交付対象期間)

第7条 この給付金の交付対象となる期間は、令和4年2月28日までに申請を受け付けたものを対象とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。